



発行 新潟県

第73号

令和2年9月25日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

56 新潟県財務規則の一部を改正する規則(出納局管理課)

訓 令

20 新潟県財務規則第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正(出納局管理課)

告 示

- 1049 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課)
- 1050 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届(障害福祉課)
- 1051 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)
- 1052 特定計量器定期検査の実施(計量検定所)
- 1053 保安林の指定(治山課)
- 1054 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 1055 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 1056 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1057 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 1058 公共測量の実施通知(監理課)
- 1059 公共測量の実施通知(監理課)
- 1060 公共測量の実施通知(監理課)
- 1061 公共測量の実施通知(監理課)
- 1062 公共測量の実施通知(監理課)
- 1063 公共測量の実施通知(監理課)
- 1064 公共測量の実施通知(監理課)
- 1065 公共測量の実施通知(監理課)
- 1066 公共測量の実施通知(監理課)
- 1067 公共測量の実施通知(監理課)
- 1068 公共測量の終了通知(監理課)
- 1069 公共測量の終了通知(監理課)
- 1070 公共測量の終了通知(監理課)
- 1071 廃川敷地等の発生(河川管理課)

公 告

- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)
- 家畜人工授精に関する講習会修業試験の合格者(畜産課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

監査委員公表

監査結果報告公表 (監査委員事務局)

規 則

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第56号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別記（第78条関係） 建設工事請負基準約款 （監督員）</p> <p>第10条 （略） 2～4 （略）</p> <p>5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める<u>催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除</u>については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもつて発注者に到達したものとみなす。</p> <p>6 （略）</p> <p>（現場代理人等）</p> <p>第11条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に置くとともに、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書の政令で定める者をいう。）又は主任技術者をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 主任技術者又は監理技術者は、当該管理をつかさどる工事が建設業法第26条第3項本文に該当する場合においては、当該工事現場において専任でなければならない。</p> <p>7 現場代理人、<u>監理技術者等</u>及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p> <p>（工事関係者に関する措置請求）</p> <p>第13条 発注者は、現場代理人がその職務（<u>監理技術者等又は専門技術者を兼任する現場代理人</u>にあつては、これらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	<p>別記（第78条関係） 建設工事請負基準約款 （監督員）</p> <p>第10条 （略） 2～4 （略）</p> <p>5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める<u>請求、通知、報告、申出、承諾及び解除</u>については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもつて発注者に到達したものとみなす。</p> <p>6 （略）</p> <p>（現場代理人及び主任技術者等）</p> <p>第11条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に置くとともに、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>主任技術者又は監理技術者</u></p> <p>(3) （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 主任技術者又は監理技術者は、当該管理をつかさどる工事が建設業法第26条第3項に該当する場合においては、当該工事現場において専任でなければならない。</p> <p>7 現場代理人、<u>主任技術者又は監理技術者</u>及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p> <p>（工事関係者に関する措置請求）</p> <p>第13条 発注者は、現場代理人がその職務（<u>主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者を兼任する現場代理人</u>にあつては、これらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請</p>

る。

2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3～5 (略)

第21条 (略)

(著しく短い工期の禁止)

第21条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(請負金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第9条、第16条、第18条から第21条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負金額の増額又は負担すべき費用の額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。

2・3 (略)

(あつせん又は調停)

第53条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により受注者が決定を行つた後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行つた後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

求することができる。

2 発注者又は監督員は、主任技術者又は監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3～5 (略)

第21条 (略)

(請負金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第9条、第16条、第18条から第23条まで、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負金額の増額又は負担すべき費用の額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。

2・3 (略)

(あつせん又は調停)

第53条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者又は監理技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により受注者が決定を行つた後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行つた後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。



◎新潟県訓令第20号

本 庁
地 域 機 関

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成5年3月新潟県訓令第7号）の一部を次のように改正し、令和2年10月1日から実施する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																								
<p>第36号様式（第79条関係） 建設工事請負契約書</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 工期等 (1)～(3) （略）</p> <p><u>(4) 工事を施工しない日又は時間帯を定めた場合の内容</u> <u>新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）別記建設工事請負基準約款第1条第1項の設計図書のとおり</u></p> <p>4～8 （略）</p> <p>9 その他 上記の工事の<u>施工</u>については、本契約書の上記条件以外は、新潟県財務規則及び同規則別記建設工事請負基準約款並びに本契約書添付の設計書、図面及び仕様書によつて、工事請負契約を結び、契約の証として本書 通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。 (略)</p> <p>第37号様式（第80条関係） 工事請負請書</p> <p>1～5 （略）</p> <p><u>6 工事を施工しない日又は時間帯を定めた場合の内容は別紙のとおり</u> (略)</p> <p>第38号様式（第83条関係） 工事着手届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(略)</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>監理技術者氏名</td> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監理技術者補佐氏名</td> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(略)			監理技術者氏名	住所		監理技術者補佐氏名	住所		(略)			<p>第36号様式（第79条関係） 建設工事請負契約書</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 工期等 (1)～(3) （略）</p> <p>4～8 （略）</p> <p>9 その他 上記の工事の<u>施行</u>については、本契約書の上記条件以外は、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）及び同規則別記建設工事請負基準約款並びに本契約書添付の設計書、図面及び仕様書によつて、工事請負契約を結び、契約の証として本書 通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。 (略)</p> <p>第37号様式（第80条関係） 工事請負請書</p> <p>1～5 （略）</p> <p>(略)</p> <p>第38号様式（第83条関係） 工事着手届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(略)</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>監理技術者氏名</td> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(略)			監理技術者氏名	住所					(略)		
(略)																									
監理技術者氏名	住所																								
監理技術者補佐氏名	住所																								
(略)																									
(略)																									
監理技術者氏名	住所																								
(略)																									

告 示

◎新潟県告示第1049号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
居宅介護	ニチイケアセンター柏崎長浜	柏崎市長浜町6-43西江ビル202号室	株式会社ニチイ学館	令和2年9月1日
重度訪問介護				
同行援護				

◎新潟県告示第1050号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和2年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
居宅介護	かなやの里療護園	上越市下馬場576番地78	社会福祉法人上越福祉会	令和2年8月31日
重度訪問介護				
同行援護				

◎新潟県告示第1051号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

令和2年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
かわさき まさのり 川崎 政紀	内科	上越地域医療センター病院	上越市南高田町6番9号	R2.9.16	第15条第1項の医師に指定した
たかとう さなえ 高藤 早苗	内科	上越地域医療センター病院	上越市南高田町6番9号	〃	〃

◎新潟県告示第1052号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、粟島浦村の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
10月29日(木)	午後1時から4時まで	粟島浦村役場	粟島浦村全域
10月30日(金)	午前9時から正午まで		

11月1日から令和3年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第1053号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和2年9月25日

新潟県上越地域振興局長

1 保安林の所在場所

新潟県上越市大島区田麦字歳ノ神1531の1、1537、1549の1、1549の2、1549の7、1549の10、1549の11、1551、1552の1、1553の1から1553の3まで、1553の6、1553の7

2 指定の目的

なだれの危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市長村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県上越地域振興局農林振興部及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1054号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上越市の坊ヶ池土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和2年9月25日

新潟県上越地域振興局長

1 就任

理事 上越市清里区岡野町862番地 丸山 宗雄
(理事長)

〃 〃 〃 荒牧890番地 古澤 登

〃 〃 〃 上深澤559番地 勝山 一成

〃 〃 大字東京田364番地 南雲 政博

〃 〃 大字下稲塚129番地 宮澤 力男

〃 〃 清里区青柳446番地 上原 清則

〃 〃 〃 寺脇262番地 中村 繁行

監事 〃 〃 岡野町491番地 中村 俊治

〃 〃 大字南方1400番地 上野 武彦

就任年月日 令和2年9月3日

2 退任

理事 上越市清里区岡野町862番地 丸山 宗雄
(理事長)

〃 〃 〃 荒牧890番地 古澤 登

〃 〃 〃 上深澤707番地 笠尾 勝徳

〃 〃 大字南方1209番地1 上野 信市

〃	〃	大字下稲塚129番地	宮澤 力男
〃	〃	清里区青柳446番地	上原 清則
〃	〃	大字大口619番地	宮澤 俊夫
監事	〃	清里区荒牧1163番地1	梨本 達也
〃	〃	大字東京田222番地1	南雲 由雄
退任年月日 令和2年9月2日			

◎新潟県告示第1055号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の角田山ろく土地改良区の定款の変更を令和2年9月11日認可した。

令和2年9月25日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第1056号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営城之古新開地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和2年9月28日から令和2年10月23日まで
- 3 縦覧に供する場所
十日町市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について
この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて
ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。
イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。
なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1057号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和2年9月28日から令和2年10月23日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	道上	換地計画書の写し	新潟市西蒲区役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1058号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和2年7月28日から令和2年11月30日まで
- 3 作業地域 信濃川（大河津分水路～宮中取水ダム）

◎新潟県告示第1059号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（修正測量）
- 2 作業期間 令和2年8月17日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 長岡市内

◎新潟県告示第1060号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査二級水準測量）
- 2 作業期間 令和2年9月1日から令和2年12月28日まで
- 3 作業地域 南魚沼地域

◎新潟県告示第1061号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県十日町地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業六箇地区（中条津換地区）確定測量）

- 2 作業期間 令和2年9月10日から令和3年2月19日まで
- 3 作業地域 十日町市丁 地内

◎新潟県告示第1062号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業 福島地区 確定測量)
- 2 作業期間 令和2年9月10日から令和3年3月10日まで
- 3 作業地域 新潟市西蒲区福島ほか 地内

◎新潟県告示第1063号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(県営経営体育成基盤整備事業 高野地区 確定測量)
- 2 作業期間 令和2年9月7日から令和4年3月16日まで
- 3 作業地域 上越市板倉区高野ほか 地内

◎新潟県告示第1064号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業(一般型) 上原地区(全換地区) 確定測量)
- 2 作業期間 令和2年9月7日から令和3年3月10日まで
- 3 作業地域 魚沼市上原 地内

◎新潟県告示第1065号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、林野庁中部森林管理局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業期間 令和2年8月31日から令和2年11月30日まで
- 3 作業地域 糸魚川市の一部

◎新潟県告示第1066号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県佐渡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(県営中山間地域総合整備事業 川茂地区(徳和換地区) 確定測量)
- 2 作業期間 令和2年9月16日から令和3年3月8日まで
- 3 作業地域 佐渡市徳和ほか 地内

◎新潟県告示第1067号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業五日市・内方地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和2年9月23日から令和3年3月10日まで
- 3 作業地域 柏崎市西山町五日市、内方 地内

◎新潟県告示第1068号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（国土基本図修正測量）
- 2 作業期間 令和元年9月13日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 長岡市

◎新潟県告示第1069号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間 令和2年4月3日から令和2年8月27日まで
- 3 作業地域 新潟市全域

◎新潟県告示第1070号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和2年6月4日から令和2年7月31日まで
- 3 作業地域 上越市柿崎区

◎新潟県告示第1071号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 河川の名称
二級河川鶴川水系横山川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和2年9月25日
- 3 廃川敷地等の位置
柏崎市大字横山字田子屋3405番3地先から同市城東一丁目字上通り3995番10地先まで（横山川右岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 938.92平方メートル

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 魚沼ショッピングセンター
所在地 魚沼市吉田字川原1105番 外
設置者 株式会社ウオロク
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐輪場の位置）に関する届出
公告日 令和2年5月12日
- 3 意見の概要
 - (1) 魚沼市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
令和2年9月25日から令和2年10月25日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 リップス愛宕
所在地 長岡市東栄1丁目3番28号 外
設置者 高野不動産株式会社 他2者
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（設置者の代表者の氏名、住所、小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出
公告日 令和2年2月28日
- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
令和2年9月25日から令和2年10月25日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ジョーシン燕三条店

所在地 燕市井土巻四丁目175 外

設置者 上新電機株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（設置者の代表者の氏名、住所、小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和2年2月28日

3 意見の概要

(1) 燕市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年9月25日から令和2年10月25日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 直江津ショッピングセンタービル

所在地 上越市西本町三丁目153番13 外

設置者 頸城自動車株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（設置者の代表者の氏名、住所、小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和2年3月13日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年9月25日から令和2年10月25日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和2年9月25日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ひらせいホームセンター食良品館 五泉ビッグロール店

所在地 五泉市三本木字早出3102 外

設置者 株式会社ひらせいホームセンター

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 令和2年3月31日

3 意見の概要

- (1) 五泉市からの意見の概要
周辺環境に配慮し安全対策を講じること。
- (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和2年9月25日から令和2年10月25日まで

家畜人工授精に関する講習会修業試験の合格者について（公告）

新潟県家畜人工授精師養成講習会規程（昭和28年10月新潟県告示第1155号）第9条第1項の規定により、令和2年9月10日及び11日に実施した家畜人工授精師養成講習会修業試験の合格者は、次のとおりである。

令和2年9月25日

新潟県知事 花 角 英 世

青山千夏、伊藤優希、今村可鈴、太島渉、岡崎悠人、小野久栄、海藤優丞、開場桐悟、金子優也、清水勝成、田邊敦史、野崎健司、藤井千紗、水澤瑠璃、横山彩

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、白衣及び看護衣等について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年9月25日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
白衣及び看護衣等 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和3年3月10日（水）
- (4) 納入場所
新潟県立病院 11病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「雑類」に記載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局経営企画課財務係

電話番号 025-280-5555

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 出荷引受書の提出期限

令和2年10月7日(水)午後4時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年10月14日(水)午後2時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき出荷引受書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、看護靴について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年9月25日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

看護靴 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月10日(水)

(4) 納入場所

新潟県立病院 13病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「雑類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局経営企画課財務係

電話番号 025-280-5555

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

令和2年10月7日(水)午後4時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年10月14日(水)午後3時00分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

監査委員公表

監査結果報告公表

新潟県監査基準（令和2年2月25日監査委員決定）に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年9月25日

新潟県監査委員 栗山和廣
新潟県監査委員 青柳正司
新潟県監査委員 片野猛
新潟県監査委員 岡俊幸

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行（以下「財務事務の執行等」という。）を対象として監査を実施した。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準の「第2章 実施基準」に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

なお、岡俊幸監査委員は、令和2年3月31日まで病院局長として在籍していたため、病院事業会計及び基幹病院事業会計に係る監査について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

4 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

普通会計
(土木部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
流域下水道事務所	令和2年6月17日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和2年7月16日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項 歳入の収納に関する事項
巻農業振興部	令和2年6月25日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
新潟港湾事務所	令和2年7月6日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 県有財産の管理に関する事項

(長岡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和2年6月26日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 県有財産の管理に関する事項
地域整備部 与板維持管理事務所	令和2年6月17日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項
地域整備部 小千谷維持管理事務所	令和2年6月26日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 県管理施設の維持管理に関する事項

(上越地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	令和2年7月7日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。

企業会計
(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
本庁 基幹病院事業会計	令和2年7月8日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。

(交通政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本庁 新潟東港臨海用地造成 事業会計	令和2年7月10日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
2 事業所 新潟地域振興局 新潟 港湾事務所東港分所	令和2年6月4日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。

(企業局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本庁 共通管理勘定	令和2年7月9日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
電気事業会計	令和2年7月9日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
工業用水道事業会計	令和2年7月9日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
工業用地造成事業会計	令和2年7月9日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	適正と認めた。
2 事業所 発電管理センター	令和2年6月5日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	同上
新潟工業用水道事務所	令和2年6月4日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	同上
上越利水事務所	令和2年6月11日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	(指摘事項) 廃グリース・廃油処理委託について、契約書が 作成されていないにもかかわらず、請求書を受理 し、支出命令を決議していた。さらに、処分業者 から収集運搬業者へ請求の権限を委任する委任状 を徴取せずに、収集運搬業者へ処分費を含めて支 払っていた。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び 財務規程に基づいた事務手続を行われたい。

(病院局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
1 本庁 病院事業会計	令和2年7月8日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、1,721件 34,370,208円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 (検討事項) 所属の業務管理等に関する事項
2 施設 妙高病院	令和2年6月9日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
中央病院	令和2年6月5日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	(指摘事項) 1 過年度未収金について、決算日現在、2,765 件61,944,660円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 2 自走式台車設備保守点検契約に係る執行につ いて、令和2年3月分を契約より少ない額の請 求書に基づいて支出したため、差額110,000円 を発生させ、これを令和元年度予算で支出すべ きところ、令和2年度予算で支出することと なっていた。また、令和2年4月分1,320,000 円を令和2年度予算で支出すべきところ、誤っ て令和元年度予算で支出していた。 支出事務手続の際の確認及び予算の管理を徹 底されたい。 (注意事項) 個人情報の取扱いに関する事項
松代病院	令和2年6月11日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
柿崎病院	令和2年6月8日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
十日町病院	令和2年6月11日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、708件 18,164,240円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的 な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収 納に努めるとともに、発生予防対策について も一層強化されたい。
精神医療センター	令和2年6月4日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、618件 10,939,412円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。
加茂病院	令和2年6月9日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、214件 4,171,998円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 交通事故に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項
津川病院	令和2年6月10日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、230件 3,123,996円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的 な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収 納に努めるとともに、発生予防対策について も一層強化されたい。

吉田病院	令和2年6月9日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、684件 14,813,675円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的 な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収 納に努めるとともに、発生予防対策について も一層強化されたい。</p> <p>(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項</p>
がんセンター新潟病院	令和2年6月8日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、1,037件 26,485,315円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項</p>
新発田病院	令和2年6月8日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	<p>(指摘事項) 1 時間外労働に関する労使協定の限度を超 えて時間外労働を行わせているとして、新 発田労働基準監督署からは正勧告を受けて いる事案があった。 職員の勤務状況や業務量が適切に管理さ れていなかったことは問題であるため、業 務管理の徹底を図るとともに、職場環境の 改善に取り組まれたい。</p> <p>2 過年度未収金について、決算日現在、3,252 件79,634,356円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的 な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に 努めるとともに、発生予防対策についても一層 強化されたい。</p> <p>(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項</p>
リウマチセンター	令和2年6月8日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	<p>(注意事項) 歳入の収納に関する事項</p>
坂町病院	令和2年6月10日	令和元年度	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	<p>(指摘事項) 過年度未収金について、決算日現在、578件 8,540,183円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>(注意事項) 収入事務手続に関する事項</p>